

令和7年度第1回東松島市総合教育会議

日 時 令和7年8月21日（木）

午後3時

場 所 東松島市役所301会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ 東松島市長 渥 美 巖

3 議題

(1) 報告事項

①標準学力調査の結果と本市の学力向上の取組について

②中総体・吹奏楽コンクールの結果について

③「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正に伴う、総合教育会議における「業務量管理・健康確保措置実施計画」の報告義務化について

(2) 協議事項

①東松島市における架け橋期（幼保小連携）の取組について

4 閉会あいさつ 東松島市教育委員会教育長 相沢 進

5 閉会

出席者名簿

No.	役 職 名	氏 名
1	市 長	渥 美 巖
2	教 育 長	相 沢 進
3	教 育 委 員 (教育長職務代理者)	木 村 和 彦
4	教 育 委 員	福 田 ゆかり
5	教 育 委 員	鹿 野 あい子
6	教 育 委 員	松 岡 勝 久

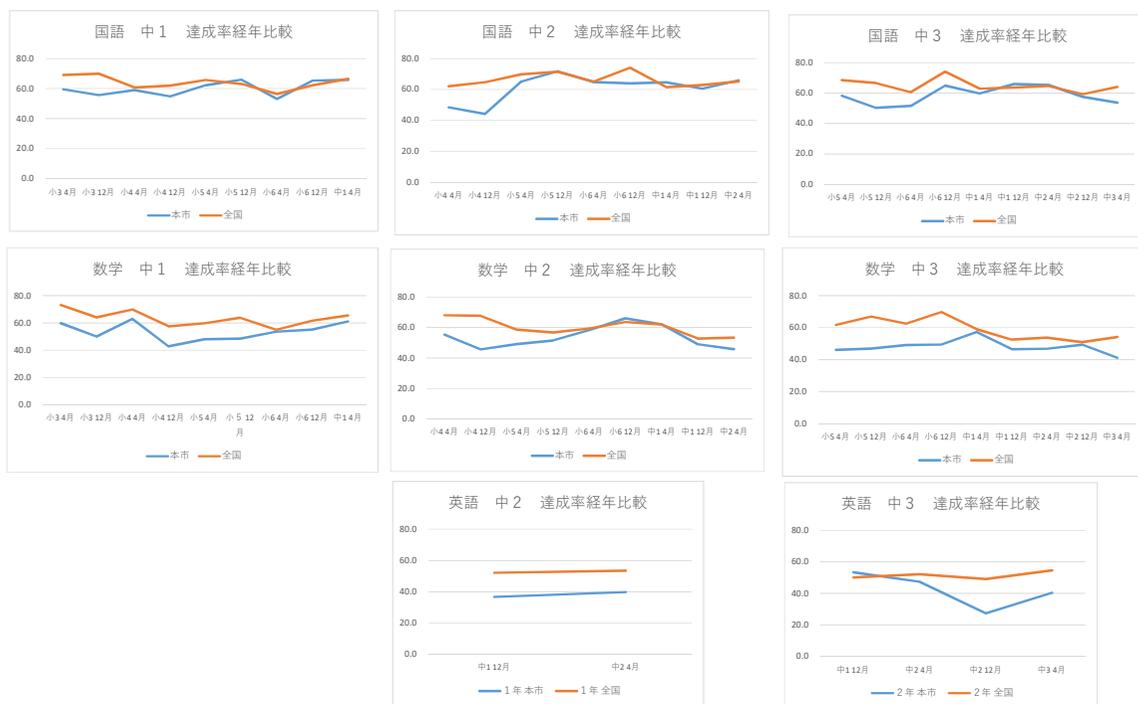
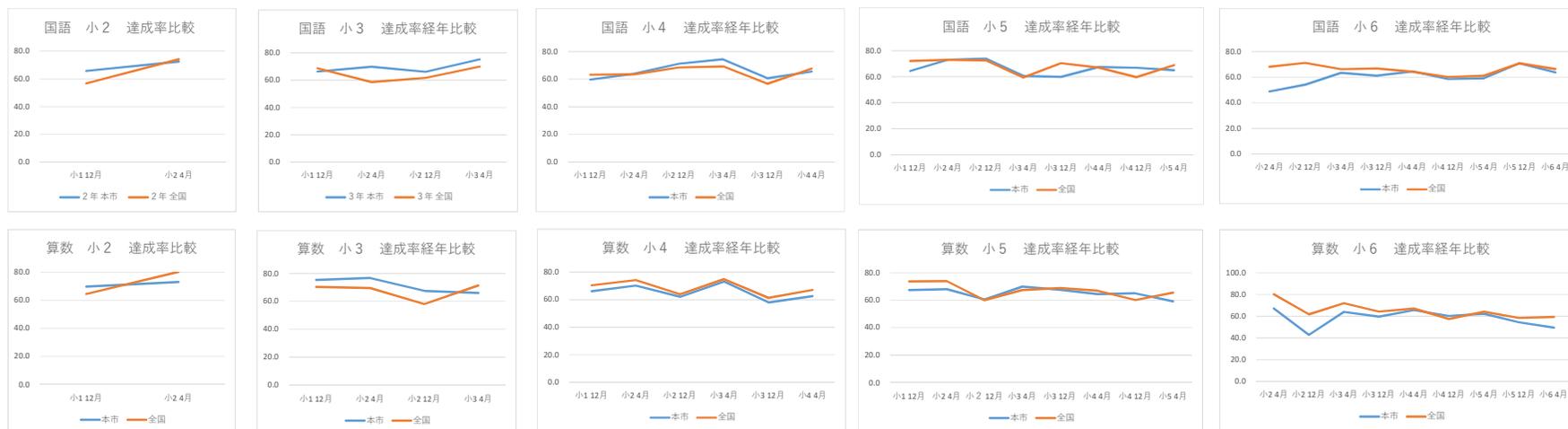
【教育委員会部局】

No.	役 職 名	氏 名
1	教育部長	佐 藤 伸 壽
2	学校教育管理監	渥 美 眞佐男
3	教育総務課長	樋 熊 利 将
4	生涯学習課長	五ノ井 勝 浩
5	教育総務課長補佐	千 葉 純 一
6	教育総務課教育総務係長	菅 原 小百合

【市長部局】

No.	役 職 名	氏 名
1	副市長	八 木 哲 也
2	総務部長	勝 又 啓 普
3	保健福祉部長	柏 木 淳 一
4	総務課長	奥 田 和 朗
5	健康推進課長	梶 原 智栄子
6	子育て支援課長補佐	石 垣 亨
7	総務課市長公室長	柴 田 やす子
8	総務課市長公室長補佐兼秘書広報係長	山 田 美佐子

標準学力調査の結果（令和7年4月実施）



※達成率：調査実施時期に身に付けておかなければならない学習の達成率
 (小学校：3段階評定の2・3の割合 中学校：5段階評定の3・4・5の割合)

○国語は、小学校・中学校全般において、良好な結果となっている。国語科を中心に、他の授業においても、答えだけでなく、答えにたどり着くまでの過程を説明する学習活動を行ってきたことが、良好な経年変化につながっていると考えられる。

○小学校と中学校が「探究と協同の学び」による授業づくりを推進していることで、小学校で培った学習を、中学校で伸ばそうとしていることが分かる。今後も小・中学校が連携して授業改善に継続して取り組んでいくことが重要である。

○中学校英語は前回の結果から向上した。各校において、授業改善を積極的に行ってきたことが少しずつ成果として表れてきたと考える。

△小学2・4年と中学1年を除いた算数・数学において、達成率が下降した。課題となっていることを各校・各学級で分析し、補充学習を行うなどとしている。

△中学校英語は、前回から向上したとはいえ、依然、課題が見られる。小学校と中学校英語教員の合同研修会を実施し、発達段階に応じた学習活動を充実させていく必要がある。

県中総体主な結果【各種競技】

競技	種目	結果	東北	全国	合同部活動
ソフトボール		ベスト8 矢本二中			○
柔道	男子個人	55kg級 1位 後藤 (矢本一中)	○	○	○
		90kg超級 2位 木村 (矢本一中)	○		
剣道	女子団体	ベスト8 矢本二中			○

県中総体主な結果【陸上競技】

種目		結果	東北	全国
男子	1年1500m	3位 新沼 (矢本一中)	○	
	共通砲丸投	4位 木村 (矢本二中)	○	
女子	共通100mハードル	5位 白岩 (矢本一中)		
	共通走高跳	6位 角張 (矢本二中)		

県中総体主な結果【水泳競技】

種目		結果	東北	全国
男子	50m自由形	1位 藤原 (矢本二中)	○	
	100m自由形	2位 藤原 (矢本二中)	○	
	4×100mフリーリレー	7位 矢本一中		
女子	50m自由形	3位 伊藤 (矢本一中)	○	
	100m自由形	2位 伊藤 (矢本一中)	○	

吹奏楽コンクール結果

学校	地区	県	東北	全国
矢本一中 (小編成)	金賞			
矢本二中 (大編成)	金賞	○		

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額額の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】
※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

施行期日

1及び2については、令和8（2026）年4月1日

3については、令和8（2026）年1月1日

【附則第1条関係】

東松島市における架け橋期（幼保小連携）の取組について

1 令和6年度第2回の協議を踏まえて

～小・中学生だけでなく就学前の乳幼児も含めたデジタルメディア対策

教育総務課	「でめこん（デジタルメディア・コントロールチャレンジ～東松島ゴール）」に係る取組： <u>別紙1・2・3・4・5</u>
生涯学習課	家庭教育支援チームの立ち上げ（令和7年4月1日） ・デジタルメディア対策についても学習・計画中 （「すこやか学級」等の事業支援、訪問相談等）
健康推進課	日本小児科医会ポスター（ <u>別紙6</u> ）の活用 ・子育て支援アプリにて2か月に1回送信 ・乳幼児健診（4か月、1才半、2才半、3才） ・矢本子育て支援センター「ほっとふる」事業 ・鳴瀬子育て支援センター「あいあい」事業
子育て支援課	日本小児科医会ポスター（ <u>別紙6</u> ）の活用 ・市立保育所全家庭への電子メール送信

}

配布等

2 今後の幼保小連携に向けて

(1) 東松島市幼保小連絡会議での取組：別紙7・8・9・10

- ・年3回、市内保育所・保育園、幼稚園、小学校、子育て支援課、教育総務課から出席
- ・今後は、これまでに作成してきたアプローチカリキュラム（年長児後半）及びスタートカリキュラム（1年生前半）を「架け橋カリキュラム」（年長児1年、1年生1年、計2年）へ発展

(2) 教育支援に係る相談等

- ・お子さんの様子等から、必要な場合は年中児から、教育総務課、健康推進課、教育支援センター、市内小学校、各県立支援学校、該当児利用保育施設等が連携して教育相談や学校見学を行っている。
- ※令和6年度相談件数62件（年中児14件、年長児48件）
- ・年2回、市内保育所・保育園、幼稚園、小学校、中学校からの出席を得て、特別支援教育コーディネーター研修会を実施している。

(3) 市内保育施設・幼稚園の現状と小学1年生の支援体制：別紙11

令和6年度第2回会議で話し合った「でめこん」対策の現状と今後（概要）

教育総務課

「東松島市が目指す家庭教育支援 ～令和6年度東松島市社会教育委員会議からの提言を受けて～」

1 昨年度の課題

- ・各校児童会、生徒会が中心となって、でめこん「東松島ゴール」を達成しようと努力しているが、各家庭保護者の協力が不可欠。

2 今年度の取組

- (1) 第10期東松島市社会教育委員の会議 テーマ『東松島市の家庭教育支援のあり方』のアンケート結果を基に、第6回「子ども未来サミット」のテーマを決定
- (2) 小中連携担当者会議・小中連携推進委員会においてサミットの方向性や具体を決定
- (3) 6月21日（土）「未来サミット」を開催
 - ・二中学区による「令和版心あったかイートころ運動」の実践発表



・保護者を交えたグループディスカッション テーマ「でめこんに家族で取り組もう」



参加した保護者の声

「今の時代、家庭でも大きな課題だと思うので、改めて深く考えさせられました。」

「保護者は、なかなか学ぶ機会がなかったと思うので、今回このような会に参加出来て良かったです。生徒一人一人しっかりした意見を持っていて、素晴らしかったです。」 など

- (4) 7月15日（火）教育講演会（資料2・現段階で未実施）

- ・演題「スマホはどこまで脳を壊すか」
- ・講師：東北大学加齢医学研究所 助教 医学博士 榊 浩平 氏

- ・今年度は小学校5年生を対象とした講演会であるが、幼稚園・保育所（園）、健康推進課のLINE等を活用して、乳幼児期の保護者の方へも案内を送り、啓発を図った。

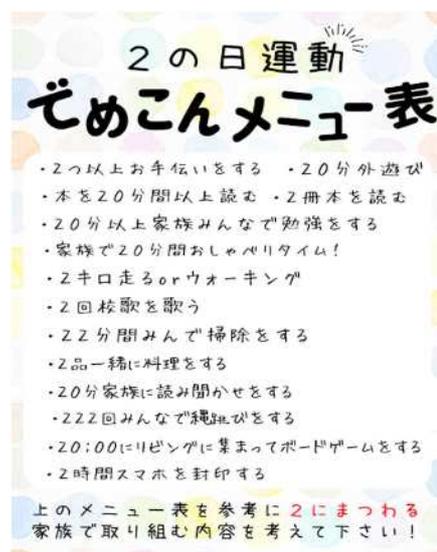
(5) 各校における取組例

①矢本東小学校 7月学習参観「生活習慣学ぶんDay!!」の実施

学習参観日に保護者と子供が健康について学ぶ様々なブースを回り、生活習慣について考える機会



②第二学区 「子ども未来サミット」を受けて「家族でめこん」のポスター作成



3 今後に向けて

- ・ 夏季休業中は、児童生徒の生活が家庭中心になることから、4月から7月にかけて以上のような取組を進めてきた。夏季休業中明けの小中連携担当者会議等で児童生徒の生活について情報を共有し、これまでの取組を評価する。
- ・ 各校のめこんの具体的な取組を共有し、家庭と一体となった取り組みを更に進める。

「東松島市子ども未来サミット」の歩み

第1回（令和2年8月1日）

- (1) 「心あったかイートころ運動」の活動紹介（市内11校）
- (2) 基調講演「脳の発達と、スマホやゲームとの関わり方」

東北大学加齢医学研究所 教授 瀧 靖之 氏

- (3) グループディスカッション「自分たちでできることはどんなことか」（7班）

第2回（令和3年7月31日）

- (1) 「心あったかイートころ運動」の取組発表（各中学校区）
- (2) 「脳の発達とスマホやゲームとのよりよいかかわり方」瀧教授
- (3) グループディスカッション（中学校区ごと）
- (4) 「子ども宣言2021」

第3回（令和4年7月30日）

- (1) 「心あったかイートころ運動」及び「小中連携事業」の取組発表（各中学校区）
- (2) グループディスカッション『「東松島ゴール」の取組について』（小学校、中学校で）
- (3) グループディスカッションを踏まえた自校での話し合い

第4回（令和5年7月29日）

- (1) 「小中連携教育事業」及び「心あったかイートころ運動」の取組発表（各中学校区）
- (2) グループディスカッション『「でめこん」のチェックカードを考えよう』（中学校区ごと）

第5回（令和6年7月19日）

- (1) 「心あったかイートころ運動」実践発表（第一学区）
- (2) 教育講演会「スマホはどこまで脳を壊すか」東北大学加齢医学研究所 助教 榊 浩平 氏
- (3) グループディスカッション「でめこんがみんなに定着するにはどんな取組が効果的か」
(中学校区ごと)

第6回（令和7年6月21日）

- (1) 「心あったかイートころ運動」実践発表（第二学区）
- (2) グループディスカッション「でめこんに家族で取り組もう」
(中学校区ごと、PTA役員も参加)



東松島市「子ども宣言2021」

わたしたちは、このまちの子どもとして、豊かな自然や人の温かさにふれ、デジタルメディアとの関わり方を考え、健康的な生活を送るために宣言します。

<デジタルメディア・コントロール3本柱>

時 間 ・ 情 報 ・ 健 康

- ひ … 人との交流をふかめて、デジタルメディア・コントロールをしよう
- (時間) が … 学習やすきなこと、家族とのだんらんの時間を大切にしよう
- (情報) ま … マナーを守り、個人情報进行管理しよう
- (健康) つ … 使い方を考え、食事やすいみんをしっかりとうろう

(令和3年7月31日制定)



デジタルメディア・コントロール チャレンジ 「東松島ゴール」

東松島市「子ども宣言2021」

わたしたちは、このまちの子どもとして、豊かな自然や人の温かさにふれ、デジタルメディアとの関わり方を考え、健康的な生活を送るために宣言します。

〈デジタルメディア・コントロール3本柱〉

時 間 ・ 情 報 ・ 健 康

- ひ … 人との交流をふかめて、デジタルメディア・コントロールをしよう
 (時間) が … 学習やすきなこと、家族とのだんらんの時間を大切にしよう
 (情報) ま … マナーを守り、個人情報管理しよう
 (健康) つ … 使い方を考え、食事や睡眠をしっかりとうろう

(令和3年7月31日制定)

この「子ども宣言2021」を達成し、本市の子どもたちの生活を整えるための行動目標として、以下の東松島ゴールを定めました。デジタルメディアの使用時間をコントロールして、生活を整え、生まれた時間を学習や読書等にあてることが子どもたちのより良い成長につながると考えます。

なお、この「東松島ゴール」は市内全11小中学校の代表児童生徒による話し合いにより、令和4年5月17日に決定しました。

市内小中学生が取り組む

デジタルメディア・コントロールチャレンジ「東松島ゴール」

① 平日のデジタルメディア使用時間（家庭学習や調べもの等での使用を除く）

小学生低学年（1～3年生）：1時間

同 高学年（4～6年生）：1時間

中 学 生 （全学年） ：1時間程度

② 平日のデジタルメディア使用終了時刻

小学生低学年（1～3年生）：午後8時

同 高学年（4～6年生）：午後8時30分

中 学 生 （全学年） ：午後9時

③ 平日の就寝時刻

小学生低学年（1～3年生）：午後9時

同 高学年（4～6年生）：午後9時30分

中 学 生 （全学年） ：午後10時

※休日の使用時間、使用終了時刻、就寝時刻については、各家庭で話し合い決定する。

(令和4年5月17日決定)

1人1台時代の

メディアとのつきあい方 ガイドブック

小・中学校 指導資料



令和6年2月

宮城県教育委員会

子供の健康を守るには

1 健康に影響を及ぼしにくいメディアの視聴時間とは

日本小児科医会は以下のように提言しています。教師が具体的な時間を理解し、教師・児童生徒・保護者が連携して**同じ方針で取り組む**ことが、望ましい視聴時間を身に付けることの第一歩となります。

✓【日本小児科医会提言】

2歳以上は、2時間以内を目安にしましょう。<ゲームは30分以内で>

✓【取組事例】東松島市の取組「でめこん」

市内小・中学生が取り組む「**デジタルメディアコントロールチャレンジ**」。市内全小・中学校の代表児童生徒が話し合い、**デジタルメディアの使用時間や就寝時刻**などの目標を「**東松島ゴール**」として定め、小中連携し実践しています。

「でめこん」の詳細はこちら



2 「早寝早起き朝ごはん」で生活リズムを整える

メディア時間が長いほど、平日の就寝時刻も遅くなる傾向があることが分かっています（ポイント10、図1参照）。学校と家庭が連携し、子供の生活リズムを整えることで、十分な睡眠時間をとれるように働き掛けましょう。



✿ ホルモンの話

人が寝るためには、メラトニンというホルモンが必要です。メラトニンは、**夜間暗い環境にいることで分泌**されます。しかし、メディアから出るブルーライトは、メラトニンの分泌を妨げ、睡眠に悪影響を及ぼします。メラトニンは日中活動するために必要なセロトニンをもとに作られるため、良質な睡眠には、**日中の十分な活動**が必要です。また、**朝に十分な栄養**を摂ることで、日中に十分な活動を行うことができます。

3 メディア以外の楽しみを見付ける

子供が楽しいと心から思える活動を見付けましょう。学校では学級活動や縦割り活動など、家庭では、家族での買い物や保護者の趣味と一緒にやるなど、体を使っての活動や人と関わる活動を意図的にやることで、メディア以外の楽しみを見付けることにつながります。



4 子供の信頼を得る

メディアに依存する子供は、人との関係の中で安心感を得にくく、人を無条件に信頼することが難しくなっています。

子供が心を開いてくれるためには、教師が子供にとって信頼できる相手になっていることが重要になります。また、保護者が行った努力によって少しでも子供に変化が見られた時は、些細なことでも保護者に伝えるなど、教師が保護者を励まし続けることで、実践が継続し、子供にとってより効果的な影響があります。



環境を整えるには

「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」（文部科学省）では、ICT活用による児童生徒の健康面への影響等に関する配慮が示されています。学校でメディアを利用する際の教室の明るさ、電子黒板の見えやすさ、姿勢に関する指導など、学習環境の充実を図るための具体的な留意点がまとめられています。



✿ 近視を予防するために

- ① 姿勢を正して、画面から目を30cm以上離しましょう。
- ② 30分に1回は、20秒以上遠くを見て、目を休めましょう。
- ③ 目が乾かないように、よくパチパチとまばたきをしましょう。
- ④ 1日2時間は、明るい屋外で体を動かしましょう。
- ⑤ 寝る1時間前からは、画面を見ないようにしましょう。



「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」（文部科学省）

保護者の方へ デジタル社会の子育て 幼児期に大切なこと

遊び



外遊びをしていますか？
遊びは子どもの主食です
自然に触れてリアルな体験を！



しっかり遊ぶために
スクリーンタイムは短めに

- ・スクリーンタイムについて
- 2歳未満：推奨されない
- 2歳～4歳：1日1時間未満

出典：WHO 「5歳未満の小児に関する運動・座位活動・睡眠に関するガイドライン」より抜粋

生活リズム

何時間眠れていますか？
規則正しく食べて
十分な睡眠を！

子どもの推奨睡眠時間

3～5歳	10～13時間
1～2歳	11～14時間

幼児は10時間以上なのね！

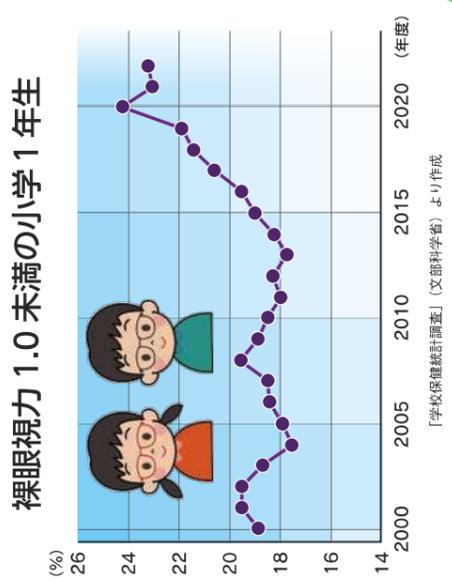
Hirshkowitz M. et al. Sleep Health. 1 (1): 40-43, 2015 より作成

起こす時間を決め、寝る1時間前にはメディアの使用をおしまいに

- ・寝る前にスマホやタブレットを使うと眠れなくなります
- ・過剰なスクリーンタイムは睡眠障害を起こします

目

近い距離で画面を見ていませんか？
幼児期は目が育つ時期
就学時の視力低下が深刻です！



近視を進行させないために
1日2時間以上の外遊びを

- ・過剰なスクリーンタイムは近視をすすめる、スマホの小さな画面を見続けるると内斜視になる危険があります

会話

会話を楽しんでいますか？
脳も育てる「言葉のチカラ」
生活の中で言葉は育ちます！



子どもの話をもっと聞いて、
言葉のキャッチボールを！
読み聞かせも積極的に

- ・スクリーンタイムが増えると大切な親子の会話が減ります

親子でスマホから離れた時間をつくりましょう

大人のスマホ漬けは子どもの育ちを妨げます

- ◎ゲーム・ネット依存は病気です
- ◎幼児期の長時間使用は依存症の入り口になり、小学生にも増えています

幼保小接続期カレンダー（施設名：東松島市立矢本東小学校）

月	保育士や教諭同士が つながる活動	幼児と児童、保護者同士が つながる活動	幼児期から学童期へと つながる学び
10月		<p><u>幼児が小学校訪問し、5年生と交流(遊び) 10月末</u></p> <p>・5年生と一緒に学校の中を紹介して歩き、2回目の交流を行う。5年生は、来年度最高学年としてどのように接したら良いか考えたり、期待を膨らませたりする。</p>	(就学時健診)
11月		<p><u>幼児が小学校訪問し、1年生と交流(遊び、学芸会の劇)11月半ば</u></p> <p>・1年生が幼児を招待して学芸会の演技を見せたり、一緒に遊んだりして、交流活動を行う。活動後、協力してどのように幼児と触れあうことができたか振り返りを行い、自分の生活や次の活動に生かす。</p>	
12月			
1月	<p><u>第3回東松島市幼保小連絡会</u></p> <p>接続カリキュラムの検討・情報交換</p>		<p><u>一日入学(歌、お絵かき)</u></p> <p>保護者から離れ、教室で歌ったり絵を描いたりする。各教室の担当教諭は、その様子を記録し、幼児理解、学級編成に生かす。</p>
2月	<p><u>幼保小連絡会2回目(来年度入学児童の学習・健康、家庭の状況等の情報提供)</u></p> <p>・保育士は、卒園(所)後に入学する児童の家庭環境や性格・行動・健康等について、分担して</p>		
3月	<p>引き継ぎをする。教師は、一日入学の観察や要録の情報と合わせて、情報の共有を行い、1年生の学級編成を行う。</p>		

月	保育士や教諭同士が つながる活動	幼児と児童、保護者同士が つながる活動	幼児期から学童期へと つながる学び
4月	・年間を通じ、東松島市幼保小連絡会に参加し、接続カリキュラムの事例紹介・情報交換を行っていく。	・6年生に世話してもらい、朝の準備や読書、給食・掃除等を少しずつできるように練習していく。 	・遊びを多く取り入れ、複数の幼稚園、保育所等から入学してきた児童が関わり合えるような場を多く取り入れる。
5月		・1年生を迎える会では、児童会の一員として迎えられた喜びを味わわせるようにする。	・トイレ、手洗い等の衛生面の指導を丁寧に行い、習慣づけるようにする。
6月	<u>幼保小連絡会1回目5月末</u> ・保育士が小学校を参観し、連絡会を行う。参観では、卒園(所)後の生活についてイメージをもつ。連絡会では、1年担任が入学後の様子を説明し、保育士たちと交流し、入学児の理解を図る。入学後、問題のある児童(保護者)について情報を提供してもらう。	・縦割り活動では、顔合わせを行い、掃除や遊びを通して、異学年との交流の中で、自己有用感をもたせていく。 	
7月			<u>小学校教諭が年長クラスを中心に参観・懇親会(夏期休業中)</u> ・参観だけでなく懇親会を実施して、互いの教育や保育についてより理解を深める。
8月			
9月		<u>5年生が保育園訪問し、年長クラスと交流(遊び)9月初め</u> ・5年生が、遊びを計画し、交流する。活動後、協力してどのように幼児と触れあうことができたか振り返りを行い、高学年として、自分の生活や次の活動に生かす。	

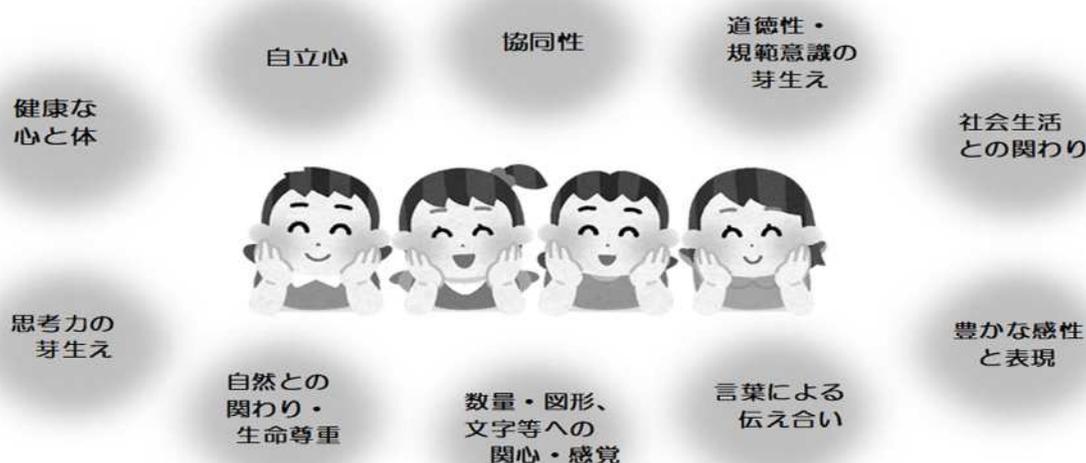
グループワーク 「接続期(アプローチ・スタート)カリキュラムについて」

視点： 幼児教育施設間、幼児教育施設と小学校間における相互理解の促進

・ 幼保小の先生が互いの教育内容や指導方法、教育の連続性・一貫性についての理解を深め、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を実現するためには、幼児教育施設間や幼児教育施設と小学校間において、どのような連携・協働を進めていくことが考えられるか。また、その際、「幼児期に終わりまでに育てほしい姿」をどのように活用することが考えられるか。

幼児期の終わりまでに育てほしい姿(10の姿)

- 幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化を図ることなどを期待して、5歳児終了時まで育てほしい具体的な姿が「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」として教育要領等に示された。
- 「10の姿」は、従来の5領域の「ねらい及び内容」に基づいて、遊びや生活を積み重ねることにより、幼児教育において育みたい「3つの資質・能力」が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿を10項目に整理したもの。
- 遊びの中で幼児が発達していく姿を「10の姿」を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり、必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められるが、これらの姿が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する。
- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るためには、小学校の先生と「10の姿」を手掛かりに子どもの姿を共有することが大切。



1 健康な心と体

保育所(幼稚園及び幼保連携型認定こども園)の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

2 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

3 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

4 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことがわかり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性がわかり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながらきまりをつくったり、守ったりするようになる。

5 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。

また、保育所(幼稚園及び幼保連携型認定こども園)内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

6 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

7 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。

また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。

8 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

9 言葉による伝え合い

保育士等(先生、保育教諭)や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

10 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

幼保小接続期カレンダー（施設名： 矢本東保育所 ）

月	保育士や教諭同士が つながる活動	幼児と児童, 保護者同士が つながる活動	幼児期から学童期へと つながる学び
10月	<p><u>5年生との交流会についての事前打ち合わせ(小学校で実施)</u></p> <p>・交流会のねらいや学びにつなげたいことなどを事前に共有</p>	<p><u>5年生との交流会(小学校へ)</u></p> <p>・小学校に行って、小学校での生活について教えてもらったり、一緒に遊んだりお世話をしてもらったりして、親しみを持ってたり期待を高めたりする。</p>	<p><u>小学校行事を心れる活動</u></p> <p>・小学校の運動会等、小学校行事への興味関心を深めたり、就学への期待を高めたりする。</p>
11月	<p><u>1年生との交流会</u></p> <p>・交流を通して、子どもの様子等を理解してもらったり、就学までに身につけていきたい力等を理解し保育に活かしていく。</p>	<p><u>1年生との交流会</u></p> <p>1年生との交流を通して、4月から始まる学校生活を体験することで、安心感や期待感をもつことができる。</p>	<p><u>幼児教育の基本から繋がる活動</u></p> <p>遊びを通じた活動により、幼児期の教育は「環境と通じて行う教育」を基本としていることを相互理解していく。</p>
12月			
1月	<p><u>一日入学・幼保小連絡会</u></p> <p>・小学校教諭との引き継ぎ</p>	<p><u>一日入学</u></p> <p>小学校入学準備や心構えなどを知り、就学への期待を膨らませたり、入学を意識し見通しをもった生活を送れるようにする。</p>	<p><u>一日入学・幼保小連絡会</u></p> <p>・入学予定者の実態把握と理解を深め、入学後に安定した学校生活を送れるようにする。</p>
2月	<p>・子どもの成長の様子について引き継ぎ書の提出し、共有する。</p>		
3月			

月	保育士や教諭同士が つながる活動	幼児と児童、保護者同士が つながる活動	幼児期から学童期へと つながる学び
4月		<u>矢本東小運動会見学</u> ・保護者と共に見学し、小学校の雰囲気を感じ、就学への期待を保護者と共に高めたりする。	<u>小学校行事をふれる活動</u> ・小学校の運動会等、小学校行事への興味関心を深めたり、就学への期待を高めたりする。
5月	<u>幼保小連絡会</u> ・授業参観と情報交換を通して、入学した児童について情報交換をする。所での遊びや生活がどのように関わってくるのかを考え保育に生かしていく。		<u>保育士等による小学校の学習参観</u> ・参観のみでなく意見交換を実施して互いの教育や保育についてより理解を深める。
6月	<u>一中学区合同引き渡し訓練</u> ・災害時における連携の仕方を確認し合う。	<u>一中学区合同引き渡し訓練</u> ・避難場所の共有、兄弟の存在、保護者参加等を通して、学区内での引き渡し訓練への理解を深める。	<u>小学校教諭等による保育参観・公開保育</u> ・参観のみでなく意見交換を実施して互いの教育や保育についてより理解を深める。
7月	<u>保育所情報交換会</u> ・公開保育と参観後の情報交換会を行う。保育所は遊びを通して学びに向かう力を育むことを共有し、保育士の気付きや学びにつなげる。	<u>夏休み期間の図書館開放</u>	<u>小学校や近隣の公共施設への散歩</u> ・交通ルールや公共の場での約束などを知り、友達と一緒に散歩を楽しむ。
8月	<u>5年生との交流会についての事前打ち合わせ</u> ・交流会のねらいや学びにつなげたいことなどを事前に共有	<u>5年生との交流会①</u> <u>5年生との交流会②</u> <u>5年生との交流会③</u>	
9月	<u>5年生との交流会①</u> <u>5年生との交流会②</u> <u>5年生との交流会③</u> ・5年生との交流を通して、子どもたちの学びや育ちを共有する。 <u>交流会後の意見交換</u> ・交流後の児童や幼児の成長や課題等について共有する。	・5年生との交流を通して、優しくしてもらったり、一緒に遊んだりすることで親しみを持ち就学への期待を膨らませる。 <u>5年生との交流会振り返り</u> 交流会後の振り返りを行い、気付いたことや、感じたことを伝えたり、手紙をかいたりして思いを届ける体験をする。	<u>5年生との交流会</u> ・人との関わりを通して、折り合いをつけながら遊び、人と関わる力を養う。 友達や関わる人の様々な考えに触れる中で、新しい考えを味わいながら、自分の考えを広げより良いものにしていく。

学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～

令和5年2月27日 中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

(参考資料) 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き及び参考資料(初版) (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm)

- ・ 幼児期の教育は、**生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの**であり、**全ての子供に等しく機会を与えて育成**していくことが必要。
- ・ **幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要**。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要。
- ・ 一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比して様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、**5歳児から小学校1年生の2年間を「架け橋期」と称して焦点を当て、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、「架け橋期」の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくる**ことが重要。
- ・ 架け橋期の教育を充実するためには、幼保小はもとより、家庭、地域、関係団体、地方自治体など、**子供に関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働**することが必要。
- ・ 教育行政を所掌する文部科学省は、**こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら**、家庭や地域の状況にかかわらず、**全ての子供が格差なく質の高い学びへと接続できるよう幼児期及び架け橋期の教育の質を保障**していくことが必要。

これらを踏まえ、以下の方策を推進

1. 架け橋期の教育の充実

幼児教育施設と小学校は、3要領・指針[※]及び小学校学習指導要領に基づき、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが必要。[※]幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領

① 子供の発達段階を見通した架け橋期の教育の充実 **幼 小**

- ・ 幼児教育と小学校教育では、各教科等の区別の有無や内容・時間の設定など様々な違いを有することから、**幼保小が意識的に協働して「架け橋期」の教育を充実**
- ・ 幼児教育施設においては、**小学校教育を見通して「主体的・対話的で深い学び」等に向けた資質・能力を育み**、小学校においては、**幼児教育施設で育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施**。特に、小学校の入学当初においては、小学校において主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことを可能にするための重要な時期であり、幼児期に育まれた資質・能力が、低学年の各教科等における学習に円滑に接続するよう教育活動を実施

② 架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立 **幼 小**

- ・ **幼保小が協働して**、3要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」等を手掛かりとしながら、**架け橋期のカリキュラム[※]を作成**。小学校1年生の修了時期を中心に**共に振り返って、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価し、幼保小それぞれの教育を充実**
※幼保小が協働して、期待する子供像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの
- ・ 幼保小の合同会議等を定期的で開催するなど、**幼児教育施設と小学校の継続的な対話を確保**、コミュニティ・スクール等を活用し、**保護者や地域住民の参画を得る仕組みづくり**

2. 幼児教育の特性に関する社会や小学校等との認識の共有

幼児教育施設と小学校が、保護者や地域住民等の参画を得ながら、架け橋期の教育の充実を図るためには、幼児教育の特性について、認識の共有を図ることが必要。

① 幼児教育の特性に関する認識の共有 **幼 小**

- ・ 幼児期の遊びを通じた学び[※]の特性に関する社会や小学校等との認識の共有が未だ十分ではないため、様々な研究や実践の成果に基づく知見を活用して幅広く伝え、**遊びを通じた学びの教育的意義や効果の共通認識を図る**
※幼児期は、子供が遊びを中心として、頭も心も体も動かして、主体的に様々な対象と直接関わりながら総合的に学んでいくとともに、遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達と様々なことを学んでいく

② ICTの活用による教育実践や子供の学びの見える化 **幼**

- ・ ICTを活用したドキュメンテーションやポートフォリオにより**日々の教育実践や子供の学びを「見える化」**し、先生の教育の意図等を併せて伝えることにより、幼児教育の特性や教育方針等について、**保護者や地域住民の理解を促進**
- ・ 「見える化」による保護者や地域住民との連携の**好事例等を収集・発信**し、幼児教育の特性に関する社会の認識を向上

3. 特別な配慮を必要とする子供や家庭への支援

障害のある子供や外国籍等の子供など、特別な配慮を必要とする子供や家庭への適切な支援が必要。

① 特別な配慮を必要とする子供と家庭のための幼保小の接続 **幼** **小**

- ・ 特別な配慮を必要とする子供の対応が増加しており、**幼児教育施設・小学校と、母子保健、福祉、医療等の関係機関との連携強化**により、切れ目ない支援を実施
- ・ 国や地方自治体において、障害のある子供や外国籍等の子供などの受入れに関する**研修プログラムを開発、研修資料や教材を作成**
- ・ 幼児教育施設は、**一人一人に応じた指導を重視する幼児教育のよさを生かしながら子供の実態に応じた適切な支援を実施**、小学校は、**引き継いで必要な支援を実施**

② 好事例の収集 **幼** **小**

- ・ 幼児教育施設や小学校における子供の多様性に配慮した教育の充実に関する**好事例等を収集・蓄積して活用**

4. 全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を育むための支援

核家族化や地域の関わりの希薄化に伴い、家庭や地域の教育力が低下し、幼児教育施設の役割が一層重要。

① 幼児教育施設の教育機能と場の提供 **幼**

- ・ 0歳から5歳の未就園児も含め、様々な体験の機会が得られるよう、**幼児教育施設が有する専門的な知見や場を地域に提供し、様々な子供の学びの場への参加を推進**
- ・ 幼児教育施設において、保護者の幼児教育に対する理解を深めるとともに、親子登園や相談事業、一時預かり事業等の**子育て支援を充実**

② 全ての子供のウェルビーイング[※]を保障するカリキュラムの実現 **幼** **小**

- ・ **全ての子供のウェルビーイングを高める**観点から、教育課程の編成^{※※}や指導計画の作成、実施や評価、改善等

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期間の幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念 ※※保育所は「全体的な計画」、幼保連携型認定こども園は「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」の作成

5. 教育の質を保障するために必要な体制等

設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進する体制が必要。また、幼児教育施設における人材確保や勤務環境の改善等が必要。

① 地方自治体における推進体制の構築 **幼** **小**

- ・ 地方自治体において、**幼保小の担当部局の連携・協働や幼保の担当部局の一元化、幼児教育センターの設置・活用や幼児教育アドバイザーの配置等を推進**

② 架け橋期の教育の質保障のために必要な人材育成等 **幼** **小**

- ・ 幼保小に対して専門的な指導・助言等を行う**架け橋期のコーディネーターや幼児教育アドバイザーを育成、幼保小接続や生活科を担当する指導主事の配置・指導力の向上**
- ・ **幼児教育施設や小学校の管理職や先生の研修を充実**
- ・ 架け橋期のカリキュラムや研修等を開発・実施する「**幼保小の架け橋プログラム**」を推進

③ 幼児期の教育の質保障のために必要な人材確保・定着等 **幼**

- ・ 国において、**処遇改善等の必要な施策を引き続き実施**
- ・ 地方自治体において、**総合的な人材確保策を推進**
- ・ 幼児教育施設において、**管理職等がマネジメント能力やリーダーシップを発揮するための研修を充実**
心理や福祉、障害等の専門的知見を有する者を積極的に活用
働き方改革を推進するため、**ICT環境の整備を推進**
- ・ **事故等の発生・再発防止のための取組を徹底**

6. 教育の質を保障するために必要な調査研究等

幼児教育や幼保小の接続の分野について、データやエビデンスに基づく政策形成が必要。

① 幼保小接続期の教育に関する調査研究 **幼** **小**

- ・ 国において、**架け橋期のカリキュラムに基づく評価方法**や、諸外国における子供の多様性を尊重した幼保小の接続期の具体的支援や体制の構築について、調査研究を推進

② 幼児期の教育に関する調査研究 **幼**

- ・ 国立教育政策研究所幼児教育研究センター、大学、地方自治体、幼児教育関係団体、民間研究機関等からなる**国内外の研究ネットワークを構築**
- ・ 質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、国のプロジェクトとして、**大規模な長期縦断調査を実施**
- ・ **日本独自の質評価指標の開発や園内研修等において活用しやすい質評価指標の開発を推進**

別紙 1 1

1 東松島市内の保育施設・幼稚園

公立	矢本東保育所	私立	矢本西保育園	私立	矢本はなぶさ幼稚園
	大曲保育所		ウェルネス保育園矢本		鳴瀬幼稚園
	牛網保育所		ウェルネス保育園赤井		のびる幼稚園
	野蒜保育所	地域型 保育施設	GENKI っこ保育園		
	赤井北保育所		東松島園		
	大塩保育所		GENKI っこ保育園		
	赤井南保育所		すてっぷ		

2 令和7年度 小学1年生 普通学級数・児童数

	矢本東	大 曲	赤 井	大 塩	矢本西	赤井南	鳴瀬桜華	宮野森	計
学級数	2	1	1	1	2	2	2	1	12
児童数	70	24	21	11	37	43	38	21	265
1学級あたりの 児童数	35	24	21	11	19	22	19	21	
発達障害の可能性 がある人数	4	3	3	2	2	3	2	3	

※文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」（令和4年12月13日）では、小学校における発達障害の可能性のある児童の割合は10.4%とされている。

3 特別支援教育支援員（東松島市会計年度職員）の配置 ※勤務時間：週3日×5時間15分

	矢本東	大 曲	赤 井	大 塩	矢本西	赤井南	鳴瀬桜華	宮野森
総配置数	7	3	2	1	4	4	3	2
1年生支援員	3	1	2	1	0	2	1	1
1日あたり (1学級あたり)	0.9	0.6	1.0	0.6	0	0.6	0.3	0.6